

2004年2月29日

東京都墨田区押上一丁目1番2号

東京武蔵野鉄道株式会社
代表取締役社長 根津 嘉澄 様

東京都足立区

半澤 一宣 (印)

貴社車両の乗務員室部分の貫通路構造の欠陥
除去のための改造工事についての質問状

3 私 は 昨 年 1 月 2 4 日 付 け 第 1 2 0 5 5
3 3 1 5 6 2 号 を は じ め と す る 書 留 内 容 証
明 郵 便 に て 、 標 記 の 欠 陥 構 造 の 問 題 へ の 対 応
を 求 め る 要 請 書 ・ 質 問 状 を 送 付 し た 者 で す 。
こ の 欠 陥 を な く し て 私 は 、 今 年 に な っ て か ら 、
な わ ち 貫 通 路 構 成 時 に 客 室 と 貫 通 路 へ 乗 務 員
室 と の 仕 切 り 扉 の 錠 受 け 穴 を ふ さ ぐ こ と で
扉 の 施 錠 を 防 ぐ 装 置 と 、 遮 光 幕 を 巻 き 上 げ た
状 態 で 固 定 す る 金 具 と の 取 付 け を 行 っ た 車 両
が 走 り 始 め て い る の を 、 確 認 し て お り ま す 。
造 の 欠 陥 に 起 因 す る 諸 問 題 の 解 決 と い う 観 点
か ら 、 対 策 が 不 十 分 で は な い か と 見 ら れ る 疑

問 点 等 に つ い て の 貴 社 の 見 解 を 伺 い た く 、 本
状 を 送 付 い た し ま す 。

ま ず 、 地 下 鉄 半 蔵 門 線 乗 り 入 れ 用 3 0 0
0 系 車 両 に つ い て は 、 昨 年 3 月 3 0 日
が 右 記 仕 切 り 扉 に 内 蔵 さ れ て い る 遮 光 幕 を 下
げ る の を 防 止 す る た め の 装 置 が 取 り 付 け ら れ
ま し た が 、 こ の 装 置 は そ の 用 を な し て い ま せ
ん 。 つ ま り 、 私 が 試 し た と こ ろ 、 幕 下 げ を 防
ぐ は ず の レ バ ー を 手 前 に こ じ り 、 窓 ガ ラ ス と
の す き 間 を 広 げ な が ら 遮 光 幕 を 強 く 引 っ 張 る
と 、 わ ず か 2 3 秒 で 、 こ の レ バ ー を 突 き 抜
い て の 幕 下 げ が で き て し ま う か ら で す 。 こ れ
で は 、 こ の 貫 通 路 内 で の 喫 煙 そ の 他 の 迷 惑 行
為 ひ い て は こ れ に 起 因 す る 暴 力 事 件 、 更 に は
後 述 す る テ ー 工 作 な ど の 未 然 防 止 が 十 分 に 可
能 で あ る と 考 え る に は 、 疑 問 が 残 り ま す 。
0 0 系 ・ 8 0 0 系 ・ 0 0 系 ・ 6 0 0 系 ・ 5 0 0 系 (野 岩 鉄 道
及 び 会 津 鉄 道 へ の 在 籍 分 を 含 む) ・ 5 0 0 系
系 の 各 車 両 に お い て は 、 こ の 仕 切 り 扉 の ガ ラ
ス 窓 寸 法 が 従 来 の ま ま の た め 、 こ の 切 り 扉 の 近
に 立 た な い 限 り 貫 通 路 内 の 様 子 を 窺 い 知 る の
が 難 し い 、 す な わ ち 貫 通 路 内 が 客 室 か ら 死 角
に な り や す い と い う よ う な 状 況 で は 、 前 と 変 わ っ
い ま せ ン 。 こ の よ う な 状 況 で は 、 閑 散 時 間 帯

に、例えば貫通路内の連結部の渡り板の下あ
 たり、混雑時間帯に動作するよう制限爆
 弾を仕掛ける、といたった工事が行われ得
 る危険を、否定することができせん。こ
 右に記した問題の根本的解決のためには、
 旧国鉄近郊形や京成電鉄・京王電鉄（都
 営新宿線乗り入れ列車）・阪急電鉄・西日
 本鉄道などの車両のよう、貫通路構成時
 に客室と貫通路との仕切り扉を設けない構
 造とするよう、抜本的な構造変更を行う
 造とするよう、抜本的な構造変更を行う
 この仕切り扉を存置するであれば、仕
 切り扉のガラス窓を南海電気鉄道2000仕
 系車両のそれ程度に拡大するとともに、こ
 の部分の遮光幕を撤去する（現在でも、運
 転席と貫通路との仕切り壁となる回転扉に
 遮光幕が取り付けられていないため、撤去し
 ても運転上の支障はないはずである）と考
 のどちらかの対策を講じる必要があると考
 られます。

右に記した問題点を踏まえ、左に記す疑問
 点について、貴社の御見解を御教示くだ
 さい

まず、本件改造工事が、貫通路内での喫煙その
 一、他の迷惑行為やテロ工作などの未然防止に
 対して、不十分であると考えられることに

ついでに記したように、前面貫通型車両を運用
 していること、貫通路内での喫煙その他の迷
 惑行為やテロ工作などを未然に抑止すること
 に、一部の例外を除いて成功していません。こ
 のような中では、貴社車両の貫通路構造は、
 極めて異常なものと言わざるを得ません。
 本件の改造工事（3000系車両への幕
 下げ防止器取り付けを含む）にしても、工事費
 抑制のため従来車両構造を存置すること
 前提とした、安直なものとして映ります。経費の
 節減が大切なのは当然ですが、利用者の（公
 衆衛生上・防災上・並びに治安上の）安全に
 かかわる対策のため、経費を惜しみず、
 十分な安全水準のままで営業を続けるよう
 には、東武鉄道は利用者や安心を犠
 牲にして、非難され、ひたび事件が
 国民から責任を追及されて当然でし
 ば、厳しく責任を追及されて当然でし
 れとも貴社は、欠陥除去が不十分なま
 両を運用し、もつて利用者に對して、報復の
 暴力行為への恐怖を理由に喫煙その他の迷惑
 行為者に抗議したくてもできないという不快
 感や、テロへの恐怖感などを抱かせ続け
 、迷惑喫煙を原因とする暴力事件やテロなど

が実際に発生さえしなれば構わない、と認識していらつた。この点については、貴社の見解、特に、1. 本件の小改造だけでも、貫通路内の迷惑行為やテロ工作などの未然抑止が十分に可能である、貴社が考える根拠は何か。2. 他の鉄道会社では貫通路構造を工夫すること、私が指摘している問題の回避に成功しているのに、なぜ貴社では他社の車両を参考にした抜本的改造を行わないのか。3. 右に記した、東武鉄道は利用者の安全や安心を犠牲にしてでも金もうけを優先させるのか、という利用者からの批判に対して、貴社はどのような反論するのか。

二. 本件改造工事の施工開始後も、その報告等を私に行わずにいることについての疑問は、貴社が本件改造工事に着手したということ、貴社は自社車両の貫通路構造について、私が指摘し続けてきた点に欠陥である、ということ、事実として認められたからでしょうか。その中でなければ、今になつてこのようない改造工事に着手するべき理由は、他に考え難いからです。しかし私は、貴社が私の指摘をきかず、この報告と、私が1982年にこの欠陥

構造を悪用して迷惑喫煙を繰り返す相手に抗して暴力被害を受けてから20年以上にわたつて私をこの問題に巻き込み続け、つて私に長年にわたる精神的苦痛を強要し続け、たことに、貴社から受けておりません。謝罪とを、いまだ貴社から受けておりません。このようない意思表示がなされないと、この過失を指摘され過失に気づいて以降この過失への対応を怠り続け、長年にわたつて利用者に危害を及ぼし続けてきたことについて、その責任の所在を明確にしないままこの問題を総括し、かつてこの問題を闇に葬り去らうとするものと、このように、悪いことをしたら、と気づいたら、相手に謝るといふ、人間社会で当然のルールを無視する貴社の姿勢は、沿線住民に限らない利用者すなわち国民の信頼関係を自ら損なうだけでなく、国民とくに沿線住民の交通安全に、安心して移動する権利、すなわち交通権という人権を侵害する恐れ、反社会的行為と断ぜざるを得ません。それとも、右に記した反省の意思表示や謝罪を放置し続けたことによつて、結果的に利用者を

に暴力被害を含む危害を与え続けたことには、
い、利用者に対する悪いことをしようか。
識して、利用者の安全にたいして悪くないか。
1. これらの点について、貴社の見解、特に、
私に記した反省の意思表示並びに謝罪を
2. 貴社が行うか行わないか
つた経過の説明、及びその実施を長年にわ
たり怠り続けたことで利用者の危害と不快
感を感じたり、又は、拡大させた不作為に
自己批判に基づいて、貴社広報誌「マン
1. と「ぶ」及び「鉄道ジャーナル」等の鉄
道を専門誌などで公表するか公表しないか
を明らかにしてください。

右の質問につきまして、本年3月19日（
金曜日）まで必着にて、回答者の自筆署
名又は職印を押捺した書面に御回答くだ
さい。また、本状の写しを関係する写真と
い、なお、本状の写しを関係する写真と共
土交通省鉄道局に送付したほか、指定
期日までに御回答いただく場合は、
`利用者の安全にかかわる道義的責任につ
て、貴社の認識を反映するものと、御承
各所にその旨公表いたします。御承
き願います。